

宿泊施設のバリアフリーのために 聴覚障害者編

ホテルの機能は、宿泊だけではなく、レストランやバーの飲食、音楽、ホールでの集会、パーティ、エンターテインメント、ロビーでの談笑、待ち合い等多機能になっており、多くの公衆が集合している。公衆に対して、危険を知らせるのはホテルの基本的責任です。多様な動きをしている公衆に対しては音だけではなく、光やその他の方法で危険信号を伝え、取るべき行動を知らせることはホテルの必須機能です。

情報を文字で知らせることは、文字情報は情報の持続性、反復性、伝達の同時性、静寂環境、騒音環境の中での可視性、伝達性があるので、聴覚障害者のみならず、障害を持っていない人にも有効です。

下記のことが国内の各法に盛り込まれる予定です。



「障害者権利条約」

(2006年12月13日第61回国連総会本会議で採択)

聴覚障害者関連部分抜粋

第4条 一般的義務

- 1 締約国は、障害に基づくいかなる種類の差別もない、障害のあるすべての人のためのすべての人権及び基本的自由の完全な実現を確保し及び促進することを約束する。このため、締約国は、次のことを約束する。
 - (a) この条約において認められる権利を実施するためにすべての適切な立法措置、行政措置その他の措置をとること。
 - (b) 障害のある人に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適切な措置（立法措置を含む）をとること。
 - (c) すべての政策及び計画において障害のある人の人権の保護及び促進を考慮すること。
 - (d) この条約に合致しないいかなる活動又は行為をも差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの条約に従い行動することを確保すること。
 - (e) いかなる個人、団体又は民間企業による障害に基づく差別をも撤廃するためのすべての適切な措置をとること。
 - (f) 第2条に定義するすべての人向けに設計された物品、サービス、備品及び設備であって、障害のある個人に特有の必要を満たし、障害のある人の利用可能性及び使用を促進し、かつ、基準及び指針の開発の際にユニバーサルデザインを促進するための可能な限り最低限の調整及び最小の費用を要すべきものを研究し及び開発することを開始し又は促進すること。
 - (g) 負担可能な費用の機器を優先させて、障害のある人に適した新機器（情報コミュニケーション機器、移動補助用具、装置及び支援機器を含む。）を研究し及び開発することを開始し又は促進すること、並びに当該新機器の利用可能性及び使用を促進すること。
 - (h) 移動補助用具、装置及び支援機器（新機器を含む。）に関する並びに他の形態の援助、支援サービス及び設備に関するアクセシブルな情報を障害のある人に提供すること。



「障害者権利条約」に署名する
日本政府の高村外務大臣

第9条 アクセシビリティ

1 締約国は、障害のある人が自立して生活すること及び生活のあらゆる側面に完全に参加することを可能にするため、障害のある人に対し、他の者との平等を基礎として、都市及び農村双方において、物理的環境、輸送機関、情報及びコミュニケーション（情報コミュニケーション機器及びシステムを含む。）並びに公衆に開かれた又は提供される他の設備及びサービスへのアクセスを確保するための適切な措置をとる。このような措置は、アクセシビリティにとっての妨害物及び障壁を明らかにし及び撤廃することを含むものとし、特に次に対して適用する。

- (a) 建物、道路、輸送機関その他の屋内外の設備（学校、住居、医療設備及び職場を含む。）
- (b) 情報サービス、コミュニケーション・サービスその他のサービス（電子サービス及び救急サービスを含む。）

第21条 表現及び意見の自由、並びに情報へのアクセス

1 締約国は、障害のある人が、他の者との平等を基礎として、自ら選択するあらゆる形態のコミュニケーション（第2条に定義するもの）を通じて、表現及び意見の自由（情報及び考えを求め、受け及び伝える自由を含む。）についての権利を行使することができることを確保するためのすべての適切な措置をとる。このため、締約国は、特に次のことを行う。

- (a) 障害のある人に対し、適時にかつ追加の費用の負担なしに、アクセシブルな形式で、かつ、異なる種類の障害に適応した機器を用いて、公衆向けの情報を提供すること。
- (b) 公の対話において、手話、点字、拡大・代替コミュニケーション、並びに障害のある人が自ら選択する他のすべてのアクセシブルなコミュニケーションの手段、様式及び形態を用いることを承諾し及び容易にすること。
- (c) 公衆にサービス（インターネットによるものを含む。）を提供する民間主体が、障害のある人のために情報及びサービスをアクセシブルかつ使用可能な形式で提供するように勧奨すること。
- (d) マス・メディア（インターネットにより情報を提供する者を含む。）が、そのサービスを障害のある人にとってアクセシブルにするよう奨励すること。
- (e) 手話の使用を承認し及び促進すること。

株式会社ワールドパイオニアでは、聴覚障害者の宿泊バリアフリーのための器具を販売しています。

- 「屋内信号装置」**
来客や電話・FAXの着信を知る器具
- 「簡易筆談器」**
書いては消せる筆談器で、地球に優しい器具
- 「文字会話機」**
客室でフロントとの連絡が視覚的に取れる器具
- 「メール配信型電光文字表示器」**
携帯電話やパソコンから簡単にメッセージが送れます
- 「光音警報機」**
煙感知器等警報機で、光と音で知らせます